

記載要領

社会福祉充実残額算定シートの入力に当たっては、「社会福祉法第 55 条の 2 の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について」（平成 29 年 1 月 24 日付け雇児発 0124 第 1 号・社援発 0124 第 1 号・老発 0124 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知。以下「事務処理基準」という。）に定めるところによるほか、本記載要領に従うこと。また、入力に当たっては、別添の財産目録様式を適宜活用すること。

なお、「3. 「再取得に必要な財産」の「(1) 将来の建替費用」における「建設工事費デフレーター」、「一般的 1㎡当たり単価」及び「一般的自己資金比率」並びに「(2) 大規模修繕に必要な費用」における「一般的大規模修繕費用比率」については、『社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準』に基づく別に定める単価等について』（平成 29 年 1 月 24 日付け社援基発 0124 第 1 号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知。）に定める単価等を用いる。

【共通事項】

- 黄色のセルに入力するに当たっては、貸借対照表、財産目録及び資金収支計算書の該当部分の金額を入力すること。
- 施行規則第 9 条第 3 号の情報処理システムに記録する方法により入力を行う場合は、黄色のセルについては同システムに入力された貸借対照表、財産目録、資金収支計算書の該当部分の金額が自動転記されること。
- 青色のセルについては、シート内での自動転記又は自動計算を行うセルであることに留意すること。また、赤色のセルについては、各項目の合計額を算出するための計算式が入力されていることに留意すること。
- 各計算の過程において 1 円未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てること。

【個別事項】

1. 「活用可能な財産の算定」

- 「資産」欄は、法人単位貸借対照表の「資産の部合計」の金額を入力すること（※）。
（※）施行規則第 9 条第 3 号の情報処理システムに記録する方法により入力を行う場合、法人単位貸借対照表の「資産の部合計」の金額が自動転記される。
- 「負債」欄は、法人単位貸借対照表の「負債の部合計」の金額を入力すること（※）。
（※）施行規則第 9 条第 3 号の情報処理システムに記録する方法により入力を行う場合、法人単位貸借対照表の「負債の部合計」の金額が自動転記される。

- 「基本金」欄は、法人単位貸借対照表の「基本金」の金額を入力すること（※）。
（※）施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により入力を行う場合、法人単位貸借対照表の「基本金」の金額が自動転記される。
- 「国庫補助金等特別積立金」欄は、法人単位貸借対照表の「国庫補助金等特別積立金」の金額を入力すること（※）。
（※）施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により入力を行う場合、法人単位貸借対照表の「国庫補助金等特別積立金」の金額が自動転記される。

2. 「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」

（1）財産目録における貸借対照表価額

- 「合計」欄は、財産目録のうち、控除対象となる財産の貸借対照表価額の合計額を入力すること（※）。
（※）施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により入力を行う場合、別添の財産目録において、控除対象財産として「○」を選択した財産の貸借対照表価額の合計額が自動転記される。

（2）対応負債

- 「1年以内返済予定設備資金借入金」欄については、法人単位貸借対照表の「1年以内返済予定設備資金借入金」の金額を入力すること（※）。
（※）施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により入力を行う場合、法人単位貸借対照表の「1年以内返済予定設備資金借入金」の金額が自動転記される。
- 「1年以内返済予定リース債務」欄については、法人単位貸借対照表の「1年以内返済予定リース債務」の金額を入力すること（※）。
（※）施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により入力を行う場合、法人単位貸借対照表の「1年以内返済予定リース債務」の金額が自動転記される。
- 「設備資金借入金」欄については、法人単位貸借対照表の「設備資金借入金」の金額を入力すること（※）。
（※）施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により入力を行う場合、法人単位貸借対照表の「設備資金借入金」の金額が自動転記される。
- 「リース債務」欄については、法人単位貸借対照表の「リース債務」の金額を入力すること（※）。
（※）施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により入力を行う場合、法人単位貸借対照表の「リース債務」の金額が自動転記される。

(3) 合計

- 「対応基本金」欄については、貸借対照表の「基本金」のうち、「第一号基本金」及び「第二号基本金」の合計額を入力すること。なお、初期設定では、「1.「活用可能な財産の算定」」で入力した「基本金」の額が表示されるため、法人において「第三号基本金」を保有し、当該基本金の額が特定できる場合は、その額を差し引いた額を手入力すること。
- 「合計」欄については、「0」に満たない値となる場合は「0」とすること。

3. 「再取得に必要な財産」

(1) 将来の建替費用

- 「財産の名称等」欄については、財産目録のうち、控除対象となる建物（基本財産及びその他の固定資産）ごとにその「場所・物量等」の内容を入力すること（※）。
（※）施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により入力を行う場合、別添の財産目録において、控除対象財産として「○」を選択した建物の「場所・物量等」の内容が自動転記される。
- 「取得年度」欄については、財産目録のうち、控除対象となる建物ごとにその「取得年度（数字4桁の西暦のみ）」を入力すること（※）。
（※）施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により入力を行う場合、別添の財産目録において、控除対象財産として「○」を選択した建物の「取得年度」が自動転記される。
- 「建設時延べ床面積」欄については、該当する建物ごとにその建設時の延べ床面積を入力すること。なお、単位は「㎡」（小数点以下第4位を四捨五入のこと。）とすること。
- 「建設時自己資金」欄については、該当する建物ごとにその建設時の自己資金額を入力すること。なお、正確な金額が不明な場合は「0」と入力すること。
- 「大規模修繕実績額」欄については、当該建物の過去の大規模修繕に要した費用の実績額を記載すること。なお、正確な金額が不明な場合は「不明」とすること。
- 「減価償却累計額」欄については、財産目録のうち、控除対象となる建物ごとにその「減価償却累計額」を入力すること（※）。
（※）施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により入力を行う場合、別添の財産目録において、控除対象財産として「○」を選択した建物の「減価償却累計額」が自動転記される。

- 「当該建物の建設時の取得価額」欄については、財産目録のうち、控除対象となる建物ごとにその「取得価額」を入力すること（※）。

（※）施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により入力を行う場合、別添の財産目録において、控除対象財産として「○」を選択した建物の「取得価額」が自動転記される。

（2）大規模修繕に必要な費用

- 「合計額①」欄については、「0」に満たない値となる場合は「0」とすること。

- 「貸借対照表価額」欄については、「大規模修繕実績額」に不明と入力した場合に限り、財産目録のうち、控除対象となる建物ごとにその「貸借対照表価額」を入力すること（※）。この場合、事務処理基準3の（5）の⑤に規定する計算式によること。

（※）施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により入力を行う場合、別添の財産目録において、控除対象財産として「○」を選択した建物の「貸借対照表価額」が自動転記され、上記の計算式による結果が自動的に算定される。

（3）設備・車輛等の更新に必要な費用

- 「合計」欄は、財産目録のうち、「減価償却累計額」が入力されている建物を除く控除対象となる財産の「減価償却累計額」の合計額を入力すること（※）。

（※）施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により入力を行う場合、別添の財産目録において、控除対象財産として「○」を選択した、建物を除く全ての財産の「減価償却累計額」が自動転記される。

4. 「必要な運転資金」

- 「金額」欄については、法人単位資金収支計算書の「事業活動支出計」の金額を入力すること。

5. 「計算の特例」

- 事務処理基準3の（7）の規定により、「3. 「再取得に必要な財産」の「（4）合計」における「合計」の額及び「4. 「必要な運転資金」の「合計額」の額を合計して得た額が、法人単位資金収支計算書の「事業活動支出計」の金額を下回る場合は、2から4までを入力した結果にかかわらず、「2」の「（3）合計」における「合計」の額及び法人単位資金収支計算書の「事業活動支出計」を合計して得た額を控除することができることとされている。この場合、本計算式を使用すること。

（※）施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により入力を行う場合であって、この特例の適用を受けられるときには、上記の計算結果が自動的に反映される。

6. 「社会福祉充実残額」

- 合計額については、1万円未満を切り捨てること。

7. 「社会福祉充実残額算定シート別添（財産目録）」

- 財産目録については、「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」（平成28年3月31日付け雇児発0331第15号、社援発0331第39号、老発0331第45号）の別紙4の「記載上の留意事項」に記載のとおり、科目を分けて記載した場合は、小計欄を設けて、貸借対照表価額欄と一致させることとしているが、本シートについては、計算の簡略化のため、小計欄を設けなくても差し支えないものであること。